

酒類製造免許申請書等の作成マニュアル (輸出用清酒製造免許用)

－申請書の記載例と各種様式例－

このマニュアルは、輸出用清酒製造免許を受け、清酒を製造しようとする方を対象として、酒類製造免許申請書及びその添付書類の具体的な記載例等を解説するとともに、それらの様式として活用していただくため、作成したものです。

酒類製造免許の要件や清酒の製造・輸出に当たり必要となる手続（酒税の申告や記帳等）については、「輸出用清酒製造免許の申請等の手引」をご覧ください。

なお、この作成マニュアルは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) 「ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／酒類の免許／輸出用清酒製造免許の取得をご検討の方へ」に掲載しています。

こ の マ ニ ュ ア ル の 使 い 方

- 1 このマニュアルは、第1部に「免許申請書」及び申請者の方において作成することが必要な「添付書類」（以下「申請書類」といいます。）の記載例、第2部に申請書類の様式例を掲載しています。
- 2 記載例の内容は、あくまで一例です。申請書類を作成する際は、ご自分の事業計画等に基づいて作成してください。また、酒類製造免許申請書以外の添付書類については、掲載した様式とは別のご自分の作成しやすい様式を使用することができます。
- 3 様式例を用いて申請書類を作成する場合は、まず、第2部の各種様式例を切り離し、又はコピーしてから、第1部の記載例を参考にして記載してください。
- 4 記載例は、法人の方が、初めて酒類の免許を取得しようとする場合を例にしています。
個人で申請するか、法人で申請するかにより、提出いただく添付書類が異なりますのでご注意ください。
- 5 記載例では、申請者の方が記載する部分を「**特殊な文字体**」で表示しています。
- 6 登記事項証明書など関係行政機関等から取得する添付書類については、記載例を省略しています。

— 目 次 —

申請書類	第 1 部 記載例	第 2 部 様式例	申請に当たり 自ら作成を要 するもの
酒類製造免許申請書	4 頁	26～27 頁	○
製造免許申請書次葉 1（別添図面 A） 「製造場の敷地の状況」	5	28	○
製造免許申請書次葉 2（別添図面 B） 「建物等の配置図（建物の構造を示す図面）」	6	29	○
製造免許申請書次葉 3（別紙） 「製造方法」	7	30	○
清酒の 1 仕込製造方法	8	31～32	○
酒母の 1 仕込製造方法	9	33～34	○
製造免許申請書次葉 4 「製造場の設備の状況」	10	35	○
製造免許申請書次葉 5 「事業の概要」	11	36	○
「収支の見込み」	11		○
「所要資金の額及び調達方法」	12		○

添付書類	第 1 部 記載例	第 2 部 様式例	申請に当たり 自ら作成を要 するもの
酒類製造免許の免許要件誓約書	13～16 頁	37～42 頁	○
申請者又は役員の履歴書	17	43	○
登記事項証明書及び定款	18	—	
契約書等の写し	19	—	
都道府県及び市区町村が発行する納税証明書	20	—	
最終事業年度以前 3 事業年度（年間）の財務諸表	21	—	
酒類の製造について必要な技術的能力を備えていること を記載した書類（製造技術責任者の履歴書）	22	44	○
輸出に関する書類	23	—	
土地及び建物の登記事項証明書	24	—	

- (注) 1 申請に当たり、自ら作成を要するものについては、第 2 部において様式例を示しています。
- 2 記載に当たっては、この様式に限ることなく、同等の記載事項が網羅されているものを使用しても差し支えありません。
- 3 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合があります。

第 1 部
記 載 例

酒 類 製 造 免 許 申 請 書

酒 税

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収 受 印 </div>		整理番号	※
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇税務署長 殿	申 請 者	(住所) 〒000-0000 〇〇県千代田市霞が関〇丁目〇番〇号 (氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) まるまるさんぎょう 〇〇産業株式会社 代表取締役 まるまる いちろう 〇〇 一郎	(電話) 000-000 局 0000 番
製造免許 酒類の 試験製造免許 を受けたいので、酒税法第7条第1項の規定により関係書類を添付し て下記のとおり申請します。			
記			
製 造 場 の 所 在 地 及 び 名 称	(地番) 〇〇県千代田市霞が関〇丁目〇〇〇番1、000番2、001番1、001番2 (詳細は別添図面のとおり) (住居表示) 〇〇県千代田市霞が関〇丁目〇番〇号 (名称・電話番号) 〇〇産業 輸出用清酒工場 000-000-9999		
製造しようとする 酒 類 の 品 目 別 及 び 範 囲	清酒 輸出するために製造するものに限る		
製 造 方 法	別紙のとおり		
免許を受けた後 1 年間の製造 見 込 数 量	10,000 リットル		
試験製造の目的 及びその期間	(この欄は空欄で構いません)		
申 請 の 理 由	当社は食品製造業を営んでおり、これまで、酒類以外の食品について 輸出実績があります。 既存の取引先から、清酒の引き合いもあることから、この度、当社の 既存の経営資源を生かし、輸出用清酒の製造業に参入するため、輸出用 清酒製造免許を申請します。		

公図や登記簿を確認し、製造場となる区域内にある全ての地番を記載してください。

輸出用清酒の製造事業を始めようとする理由を具体的に記載してください。

審査状況のお知らせの受取りについて (希望する ・ 希望しない)

※ 税務署処理欄	入力年月日	申請後に金融機関などへ申請中である事実が分かる書類を提出する必要がある場合等には「希望する」にチェックをしてください。
----------	-------	---

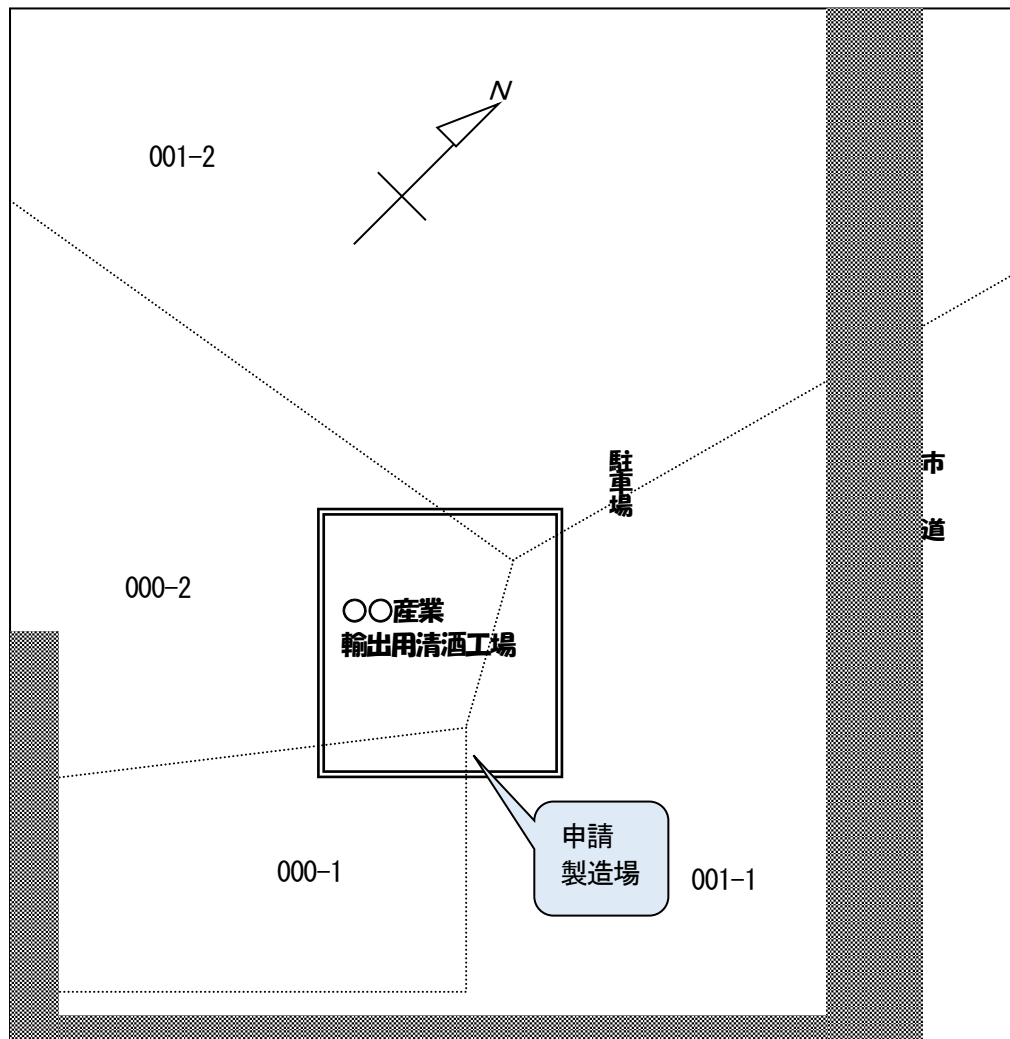
CC1-5102-1(1)

製造免許申請書 次葉1 (別添図面A)

製造場の敷地の状況

公図や登記簿を確認し、製造場となる区域内にある全ての地番を記載してください。

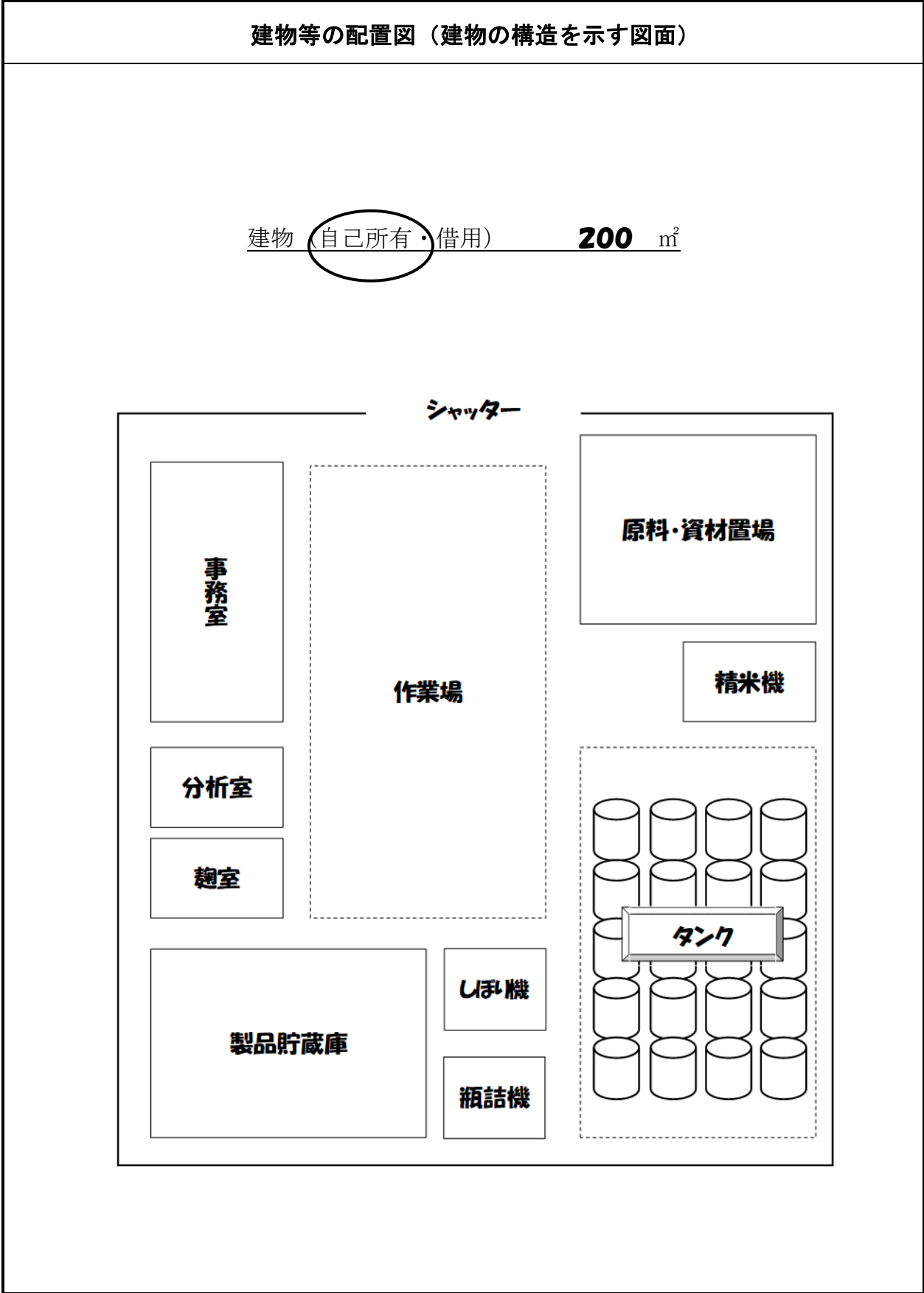
所在地 ○○県千代田市霞が関○丁目000番1、
000番2、001番1、001番2



敷地 (自己所有・借地) **2.000** m²

(注) 法務局備え付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記してください。

製造免許申請書 次葉2 (別添図面B)

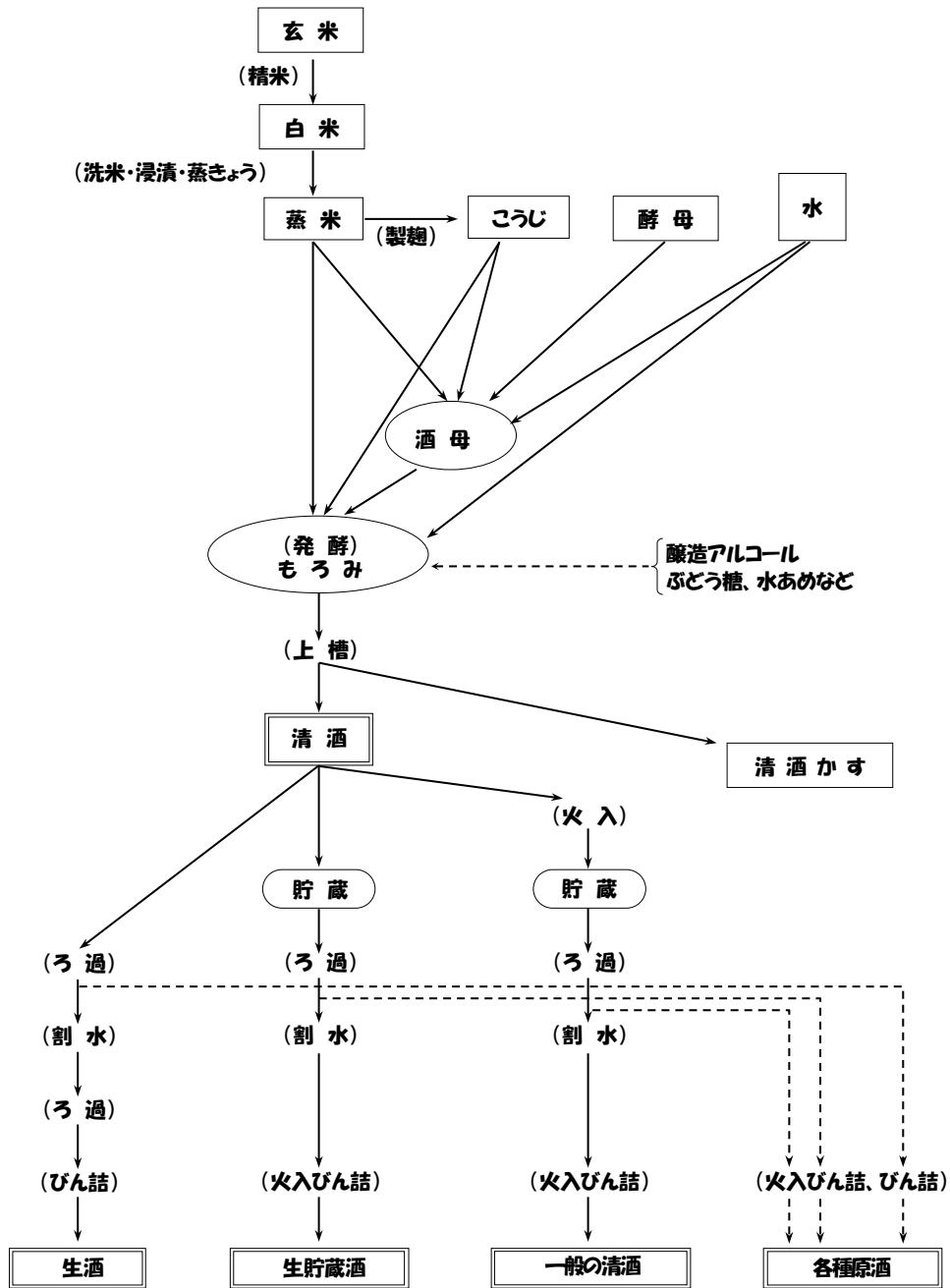


(注) 敷地内における建物、設備等を図示してください。

製造免許申請書 次葉3 (別紙)

製 造 方 法

(製造工程図、製造方法の概要等)



仕込み配合については、別添「清酒の1仕込製造方法」のとおり

酒 税

CC1-5610-3

記号 個数		原 料	仕 込 区 分							計
			酒 母	初 添	仲 添	留 添				
清 酒 の 1 仕 込 製 造 方 法										
K	総	米 (kg)	35	110	135	220				500
	蒸	米 (kg)	25	90	105	180				400
	こ	う じ 米 (kg)	10	20	30	40				100
		アルコール又は焼酎								
10	調									
		水 (L)	40	120	160	315				635
使用酒母の 記号個数	あ号 10個	使用調味液 の記号個数	号 個	総米1,000kg当たり30% アルコール使用数量		L				
もろみの製造 見込数量	1,100 L	酒類の製造 見込数量	1,000 L	同一仕込による酒類の 製造見込数量計		L 10,000				
製造見込数量の算出根基等 熟成歩合93% もろみ垂歩合90.9%										
記号 個数		原 料	仕 込 区 分							計
			酒 母	初 添	仲 添	留 添				
	総	米 (kg)								
	蒸	米 (kg)								
	こ	う じ 米 (kg)								
		アルコール又は焼酎 (L) (%)								
	調味液 (L) (%)									
		水 (L)								
使用酒母の 記号個数	号 個	使用調味液 の記号個数	号 個	総米1,000kg当たり30% アルコール使用数量		L				
もろみの製造 見込数量	L	酒類の製造 見込数量	L	同一仕込による酒類の 製造見込数量計		L				
製造見込数量の算出根基等										

仕込みのタイプごとに任意の記号を記載します。

1年間にこの製造方法で製造する予定回数を記載します。

1,000L × 10回 = 10,000L

申告順号

酒 母 の 1 仕 込 製 造 方 法

(清 酒 もろみの酒母)

記 号	個 数	原 料					製造見込 数 量	製造見込 数量の 算出根基	摘 要
		総米 (kg)	蒸米 (kg)	こうじ米 (kg)	水 (L)	乳酸 (L)			
あ	10	35	25	10	40	0.5	75		
変 更 理 由									

製造免許申請書 次葉 4

製造場の設備の状況

区 分	数量等
(1) 敷地 (借地) (所有者: ▲▲興産株から賃貸借)	2,000.00 m ²
(2) 建物 (自己所有)	200.00 m ²
イ 製造場	200.00 m ²
ロ その他	m ²
ハ	
(3) 什器備品 (自己所有)	
イ 容器 (仕込用、貯蔵用) 仕込用(1,200ℓ×10本) 貯蔵用(1,200ℓ×10本)	20 本
ロ 蒸し器	1 台
ハ 秤	1 台
ニ 計量カップ	1 個
ホ T字型定規	3 個
ヘ 酒精計	1 個
ト 温度計	1 個
チ メスシリンダー・メスフラスコ・フラスコ	各1 個
リ 蒸留器 (分析用)	1 台
ヌ 冷蔵庫 (貯蔵用)	1 台
ル パソコン	1 台
ヲ しほり機	1 台
ワ 精米機	1 台
カ 麹箱	○個
(4) 電話 (自己所有) 000-000-9999	1 台
(5) 従業員 (男) 2 人 (女) 2 人	4 人
(6)	
(7)	

借地の場合、所有者及び借入契約について簡記してください。

記載例のほか、販売用の容器に充てるための器具、ラベルに貼付するための器具、製造場に備え付ける予定の什器・備品等を記載してください。書ききれない場合は、別紙に記載の上添付してください。

(注) 容器、器具、機械等の設備について記載してください。

事業もくろみ書 (事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法)

事業の概要**1 製造見込み**

製造場における年間最大製造(貯蔵)能力
最大約20KL

収支の見込み**2 販売見込み****(1) 販売・製造見込(年間)数量**

既存の食品の輸出国は5か国(中国、韓国、台湾、シンガポール、米国)あります。
これらの国に、1か国当たり年平均2,800本(720ml)を輸出する予定です。
したがって、年間の販売見込数量は、5か国×2,800本×720ml = 約10kl とあります。

(2) 販売価格

720ml瓶 …… 10,000円

3 収入・支出見込み(年間)について

売上高 140,000千円 (@ 10,000円×2,800本×5か国)
売上原価 37,500千円 (「4. 製造原価」参照)
一般管理費 50,000千円 (「5. 一般管理費」参照)
営業利益 52,500千円

4 製造原価**(1) 原料入手先**

米(〇〇農協 単価500円/kg)

(2) 製造原価

米 2,500千円 (@ 500円×500kg×10仕込み)
人件費 25,000千円
その他経費 10,000千円
合計 37,500千円

(1kl当たりの製造原価 37,500千円÷10kl=3,750千円)

5 一般管理費の内訳

人件費 4,000千円
消耗品費 〇〇千円
減価償却費 〇〇千円
広告宣伝費 〇〇千円
旅費交通費 〇〇千円
〇〇費 〇〇千円
合計 50,000千円

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

所要資金の額及び調達方法

1 製造開始に当たっての必要な資金

製造設備	30,000,000 円
------	--------------

登録免許税（製造免許）	150,000 円
-------------	-----------

運転資金（年間支出見込み 額の2か月分）	14,583,333 円
-------------------------	--------------

合 計	44,733,333 円
-----	--------------

年間支出見込み 87,500,000
 $\div 12\text{か月} \times 2\text{か月} = 14,583,333$

2 所要資金

現金及び預金	15,000,000 円
--------	--------------

借入金	30,000,000 円
-----	--------------

合 計	45,000,000 円
-----	--------------

- (注) 1 事業の概要は、計画している事業規模にあわせ作成してください。
 なお、原料の入手予定状況、1kg当たりの予定製造原価なども記載してください。
- 2 収支の見込みは、免許後1年間のもくろみを作成してください。
- 3 所要資金の額及び調達方法は、資金繰り表等の作成されているものを添付しても差し支えありません。
 また、融資があるときには、次の書類を添付してください。
- (1) 金融機関からの融資の場合 「借入をする金融機関の融資証明書」
 (2) 金融機関以外からの融資 「融資者の原資内容を証明する書類」
- 4 既に作成されている事業計画書等を添付しても差し支えありません。

酒類製造免許の免許要件誓約書

〇〇 税務署長 殿

申請(申出・申告)製造場の所在地及び名称	〇〇県千代田市霞が関〇丁目〇〇番1、〇〇番2、〇〇1番1、〇〇1番2 〇〇産業 輸出用清酒工場
----------------------	--

【申請(申出・申告)者が個人の場合】

私(及び法定代理人)の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日
 (申請(申出・申告)者の住所)
 (氏 名)

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているため、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(法定代理人氏名)

申請者に法定代理人(酒類の製造に係る営業に関し代理権を有する方に限ります。)がいる場合は、その代表の法定代理人が誓約してください。

令和 年
 (法定代理人住所)
 (法定代理人氏名)
 (申請(申出・申告)者との関係)

【申請(申出)者が法人の場合】

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 (申請(申出)者の所在地) 〇〇県千代田市霞が関〇丁目〇番〇号
 (名称及び代表者氏名) 〇〇産業株式会社 代表取締役 〇〇一郎

下記役員等は、誓約内容の誓約に代え、代表して誓約します。

(役職及び氏名)

- 代表取締役 〇〇一郎
- 取締役 〇〇二郎
- 取締役 〇〇良子
- 支配人 〇〇三郎
- 監査役 〇〇三郎

申請法人のすべての役員及び支配人の役職・氏名を記載してください。

代表取締役の方が、代表して誓約してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 (住所) 〇〇県千代田市虎ノ門〇丁目〇番〇号
 (代表者氏名) 〇〇産業株式会社 代表取締役 〇〇一郎

「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。 法人の場合は、役員等も忘れずに○を付してください。		申請者等の誓約内容			順号
		申請 (申出)者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件)					—
1号関係	申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	①
2号関係	申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者 の申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過するまでの間 ○ 酒類の製造者(12条1、2、5、6号、13条、14条)の免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	②
3号関係	申請(申出・申告)者が未成年者のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)			③
4号関係	申請(申出・申告)者が未成年者のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ (法人のみ)	④
5号関係	支配人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)			⑤
6号関係	申請(申出・申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ (個人のみ)			⑥
7号関係	国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	⑦
7号の2 関係	未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	⑧
8号関係	禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	⑨
【理由等】		誓約内容に「いいえ」に○を付した場合には、順号(丸数字)とその内容と理由を簡記してください。			
2 酒税法10条9号関係 (場所的要件)					—
申請製造場が取締上不相当と認められる場所でない。					
申請製造場が、酒場、料理店等と同一場所でない。					
[申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合] 申請製造場と酒場、料理店等の場所を図面上で明確に区分できる。 また、それらの場所を必要に応じ壁、扉等で区分する。					⑩
【理由等】					

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請 (申出) 者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			⑪
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑫
ロ 申請 (申出) 前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑬
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい (法人のみ)	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑭
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい (法人のみ)	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑮
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい		⑯
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			⑰
ト 酒税につき担保の提供を命ぜられ、その全部又は一部が不履行ではない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			⑱
チ 今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請 (申出) 書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多い方の価額以上の担保を提供する能力がある。	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いい			⑲
リ 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いい			⑳
(3) 申請 (申出) 者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			㉑
(4) 申請 (申出) 者は、必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有し、酒類の製造に関し安定的な経営が行える。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			㉒
(5) 申請 (申出) 者は、酒類の製造に必要な原料の入手が確実である。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			㉓
《輸出用清酒製造免許申請 (申出) の場合のみ》				
(6) 申請 (申出) 者は、これまで食品等を輸出した経験がある。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			①
(7) 申請 (申出) 者は、海外における輸出先を確保している。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			②
【理由等】				
4 酒税法10条12号関係（製造技術・設備要件）				—
(1) 申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態に対応できる能力を有している。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いい			㉔

<p>(2) 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっており、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。</p>	<p>はい <input checked="" type="radio"/> いいえ</p>			<p>②⑤</p>
<p>【理由等】</p>				
<p>5 酒税法施行規則7条2項6号関係（清酒の輸出に関する事項）</p>				
<p>《輸出用清酒製造免許申請—(申出)—の場合のみ》</p> <p>製造した清酒を輸出し、日本国内に流通させない。</p> <p>(注) 日本国内への課税移出が認められるのは、国内で開催される輸出のための商談会等に使用する場合、商社等の輸出業者へのサンプルとして提供する場合、国税局の行う品質審査又は公的機関が主催する鑑評会等に出品する場合又はそれらに準ずる場合に限られます。</p>	<p>はい <input checked="" type="radio"/> いいえ</p>			<p>③</p>
<p>6 酒税法7条3項関係（輸出用清酒製造免許の取扱い）</p>				
<p>《輸出用清酒製造免許申請—(申出)—の場合のみ》</p> <p>製造する清酒は、酒税法3条7号《その他の用語の定義》に定める清酒のうち、米及び米こうじに国内産米のみを用いて国内で製造、容器詰めしたものに限る。</p>	<p>はい <input checked="" type="radio"/> いいえ</p>			<p>④</p>

申請者が法人の場合、申請法人の監査役を含む役員全員分の履歴書を、適宜の様式で提出してください。

申請者又は役員の履歴書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

ふりがな	まるまる いちろう		男・女	
氏名	〇〇一郎		大正 平成 昭和 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 (満 〇〇才)	
ふりがな	ちよだし とらのもん		電話	
現住所	〇〇県 千代田市 虎ノ門〇丁目〇番〇号		000 (000) 0000	
年	月	職 歴		
昭和60	4	〇〇産業株式会社入社 お土産品の販売業務		
平成15	4	〇〇産業株式会社 取締役就任 貿易事務担当		
平成20	4	〇〇産業株式会社 代表取締役就任 (現在に至る。)		
年	月	免 許 ・ 資 格		
昭和〇〇	〇	普通自動車運転		
備 考				
製造技術責任者兼任 平成28年4月～平成29年3月まで、〇×酒造で実地研修 平成29年4月～〇〇県が実施している清酒醸造講習受講 (受講証添付)				

《留意事項》

- 職歴は、現在から申請前5年程度の期間について、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 申請製造場が既存の酒類製造場である場合は、添付不要です。
- 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、備考欄にその旨記載してください。

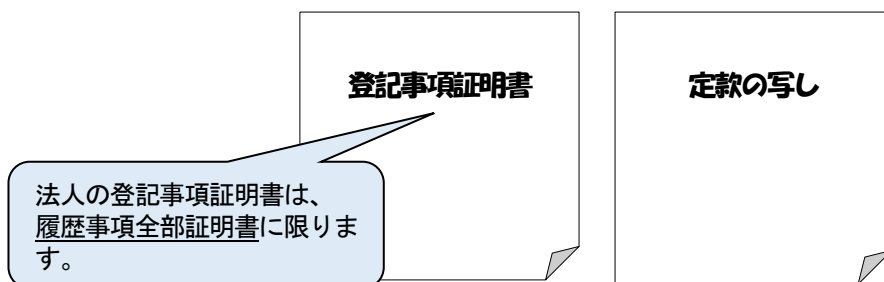
なお、この場合、「製造技術責任者の名簿、履歴書」は添付不要です。

- 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

登記事項証明書及び定款

(申請者が法人の場合)

- 登記事項証明書(会社登記簿謄本)及び定款の写しを添付してください。



《留意事項》

- 1 申請者が既に免許を受けた酒類製造場を有している場合は、添付不要です。
- 2 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書に限ります。

なお、e-Taxを利用して申請する場合は、インターネット登記情報提供サービスによる「登記事項証明書」を添付することができます。

e-Taxにおける「登記事項証明書」の添付方法

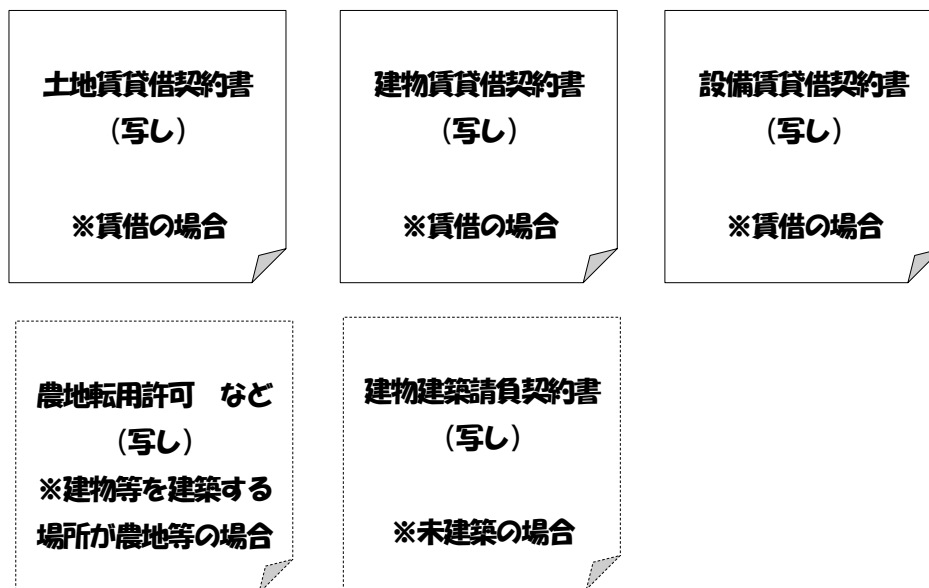
「酒類製造免許申請書」の「製造しようとする酒類の品目及び範囲」欄に次のように「インターネット登記情報提供サービス」から発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日（西暦）」を入力してください。

(入力例) 照会番号：9999999999 発行年月日：YYYY/MM/DD

※ 「インターネット登記情報サービス」について詳しいことは、
(<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>)をご覧ください。

契約書等の写し

- 製造場の土地、建物、設備等が賃借の場合には、契約書等の写しを提出してください。

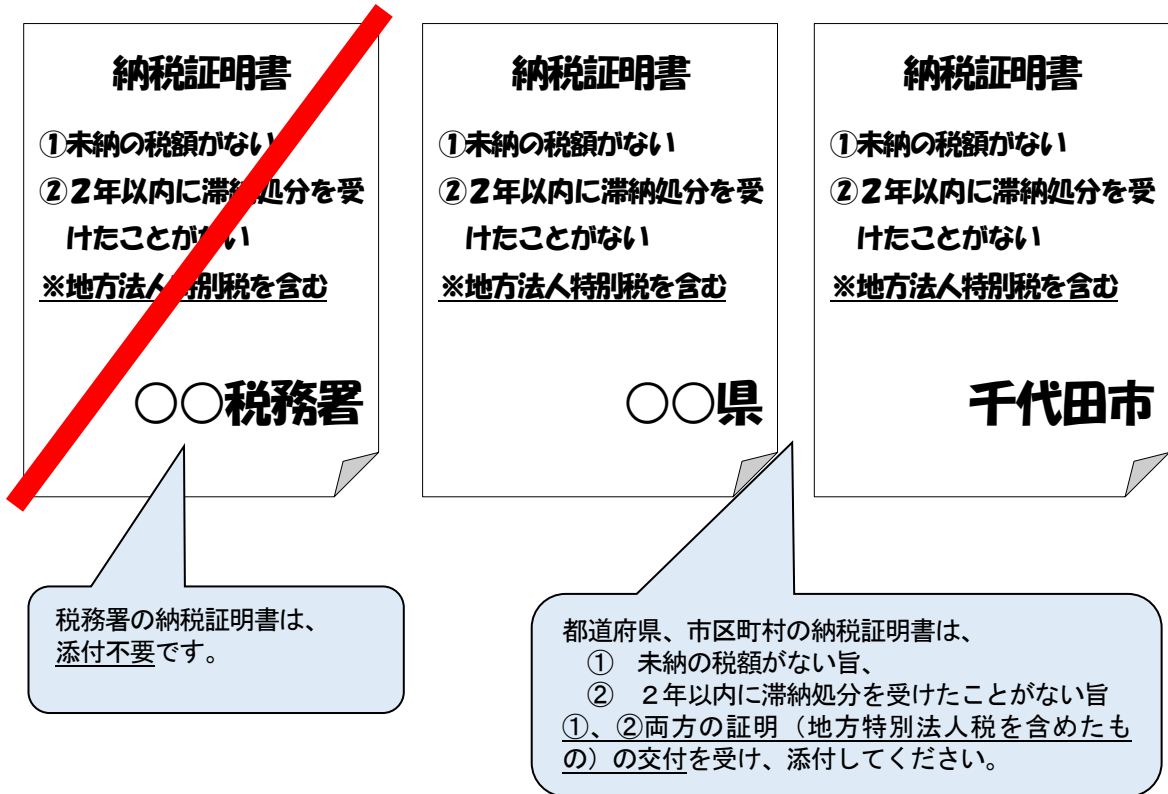


《留意事項》

- 1 申請製造場の建物等が賃借物件の場合は、賃貸借契約書の写し（転賃の場合は所有者から申請者までの賃貸借契約書の写し）を添付してください。
- 2 申請製造場の建物等が未建築の場合は、請負契約書等（申請製造場の建物等を今後建築することが確認できる書類）の写しを添付してください。
- 3 申請製造場の建築予定地が農地等であり、建物を建築するために農地の転用の許可等を必要とするなど、法令や条例により許可等が必要となる場合には、その許可等の申請に係る関係書類の写しを添付してください。

都道府県及び市区町村が発行する納税証明書

- 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書を添付してください。



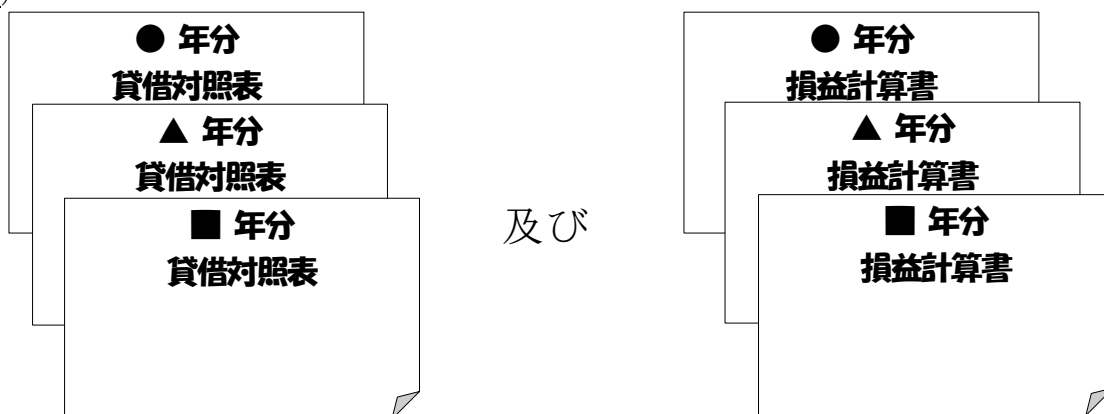
《留意事項》

- 申請者について、地方税に係る
 - ① 未納の税額がない旨
 - ② 2年以内に滞納処分を受けたことがない旨①、②両方の証明がされた納税証明書を添付してください。
- 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めてください。
- 申請者が法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地の属する
 - ① 都道府県
 - ② 市区町村①、②それぞれから交付を受けてください。
- 国税（「地方法人特別税」を除きます。）についての納税証明書は、添付不要です。

最終事業年度以前3事業年度（年間）の財務諸表

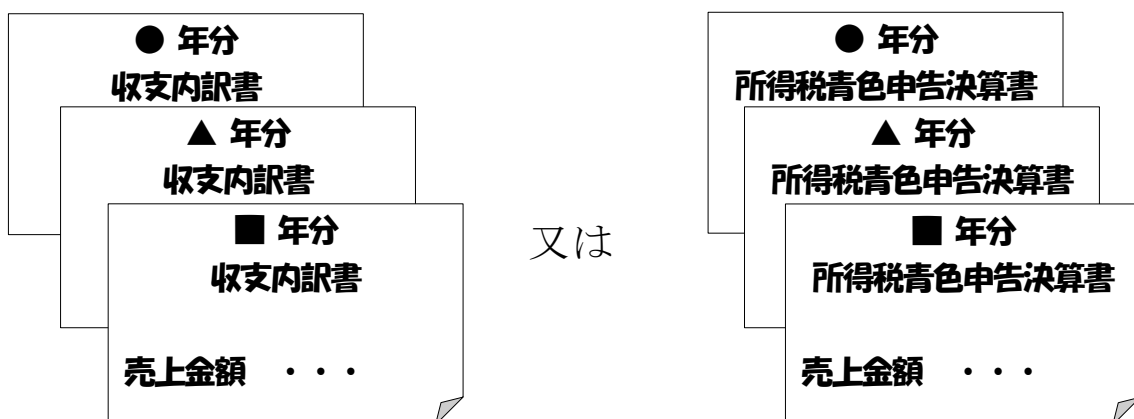
○ 申請者が法人の場合

- 最終事業年度以前3事業年度分の「貸借対照表及び損益計算書」を添付してください。
(法人税の確定申告書を税務署に提出している場合には、添付を省略することができます。)



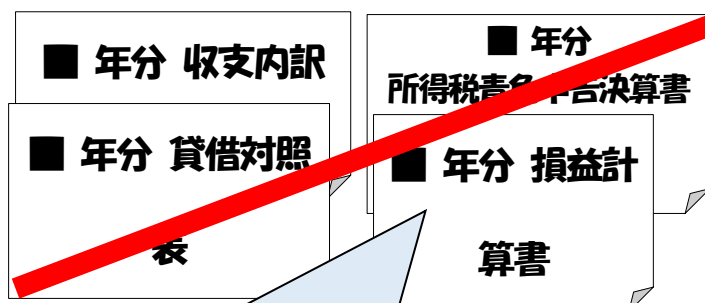
○ 申請者が個人の場合

- 最近3年間の「所得税の収支内訳書」又は「青色決算書の写し」を添付してください。
(所得税の確定申告書を税務署に提出している場合には、添付を省略することができます。)



《留意事項》

申請者において、過去3年分の所得税または法人税の確定申告書（添付書類を含みます。）を既に税務署（免許申請を行った税務署以外の場合も含みます。）に提出しているときは、添付を省略することができます。



税務署に提出済の年分は、提出を省略することができます。
※ 免許申請を行った税務署以外に提出している場合も提出を省略することができます。

製造技術責任者の履歴書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

ふりがな まるやま ごろう	(男) ・ 女	
氏名 ○ 山 五 郎	大正 (平成) 昭和 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生 (満 〇〇才)	
ふりがな ちよだし おおてまち	電話 000 (000) 0000	
現住所 〇〇県 千代田市 大手町 〇丁目〇番〇号		
年	月	職 歴
平成21	3	〇〇酒造株式会社退職
平成21	4	〇〇産業株式会社 営業担当 (現在に至る。)
年	月	免 許 ・ 資 格
平成〇〇	3	〇〇大学農学部醸造学科卒業
備 考		

《 留意事項 》

- 1 職歴は、酒類の製造技術を有することがわかるように、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、添付不要です。
- 4 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 5 製造技術責任者が複数いる場合は、氏名、役職、業務分担を記載した名簿も添付してください。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

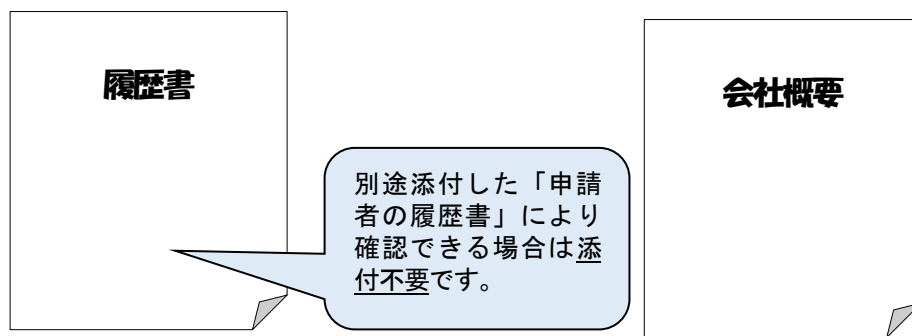
輸出に関する書類

- 「これまで食品等を輸出した経験があること」「海外における取引先等の輸出先を確保していること」を確認できる書類を添付してください。

《留意事項》

- 1 「これまで食品等を輸出した経験があること」が確認できる具体的な書類としては、申請者の履歴書（※）や申請する法人の会社概要等、申請者の方がこれまでに輸出取引を行う事業に携わったかが確認できる書類が挙げられます。

※ 別途添付した「申請者の履歴書」により確認できる場合は、改めて添付する必要はありません。

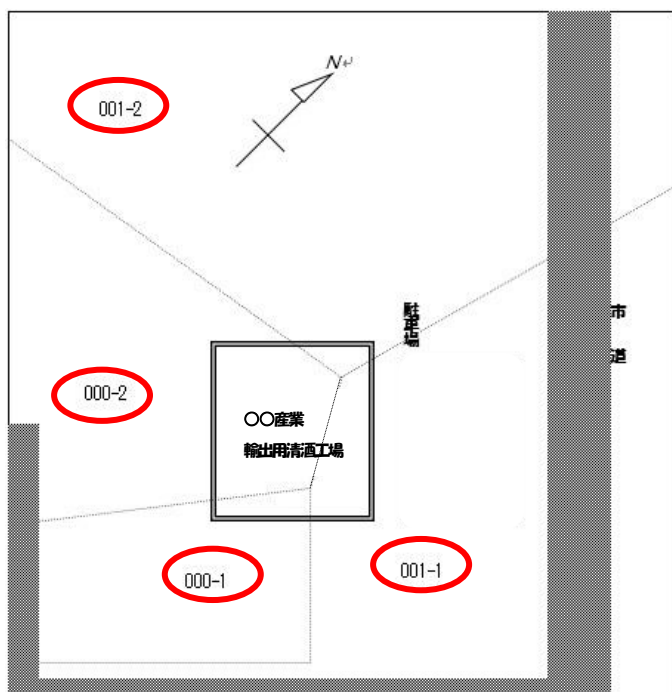


- 2 「海外における取引先等の輸出先を確保していること」が確認できる具体的な書類としては、輸出用清酒の販売に係る契約書の写しのほか、海外の取引先や国内の輸出商社等が発行する取引承諾書等が挙げられます。



土地及び建物の登記事項証明書

- 製造場の土地及び建物の登記事項証明書を提出してください。



土地の登記事項証明書		土地の登記事項証明書	
地番	地番	地目	地積
000-1	000-2	宅地	〇m ²

土地の登記事項証明書		土地の登記事項証明書	
地番	地番	地目	地積
001-1	001-2	宅地	〇m ²
...	...		

建物の登記事項証明書	
所在	千代田市...
建物の名称	〇〇...
①種類	②構造 ...

《留意事項》

- 1 製造場の建物が複数の土地（地番）にまたがる場合には、その全ての地番にかかる土地の登記事項証明書が必要になります。
- 2 e-Taxを利用して申請する場合は、インターネット登記情報提供サービスによる「登記事項証明書」を添付することができます。

e-Taxにおける「登記事項証明書」の添付方法

「酒類製造免許申請書」の「製造しようとする酒類の品目及び範囲」欄に次のように「インターネット登記情報提供サービス」から発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日（西暦）」を入力してください。

(入力例) 照会番号：999999999 発行年月日：YYYY/MM/DD

※ 「インターネット登記情報サービス」について詳しいことは、
(<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>)をご覧ください。

第 2 部

様 式 例

※ 製造免許申請書次葉 1、2、3、4 及び 5 については、この様式に限ることなく、同等のものを添付しても差し支えありません。

酒 類 製 造 免 許 申 請 書

酒 税

収受印

整理番号	※
------	---

令和 年 月 日	申 請 者	(住所) 〒 —	(電話) 局 番
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	

製 造 免 許
酒 類 の を 受 け た い の で 、 酒 税 法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 関 係 書 類 を 添 付 し て 下 記
試 験 製 造 免 許
の と お り 申 請 し ま す 。

記

製 造 場 の 所 在 地 及 び 名 称	(地 番) <div style="text-align: right;">(詳細は別添図面のとおりに)</div> (住居表示) 〒 — (ふりがな) (名 称) (電 話)
--------------------------	--

製 造 し よ う と す る 酒 類 の 品 目 及 び 範 囲	
---	--

製 造 方 法	別紙のとおりに
---------	---------

免 許 を 受 け た 後 1 年 間 の 製 造 見 込 数 量	
--------------------------------------	--

試 験 製 造 の 目 的 及 び そ の 期 間	
------------------------------	--

申 請 の 理 由	
-----------	--

審査状況のお知らせの受取りについて (希望する ・ 希望しない)

※ 税務署処理欄	入力年月日	担当者印	
----------	-------	------	--

酒類製造免許申請書（CC1-5102）の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第7条第1項の規定により酒類の製造免許を受けようとする場合に使用してください。
- 2 製造免許申請書次葉1から5はこれに限らず、同等のものを添付して差し支えありません。
- 3 この申請書は、酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「製造場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載するとともに、その位置を明瞭に記載した図面（製造免許申請書次葉1）を添付してください。
 - (1) 「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書の地番）を記載してください。
 - (2) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - (3) 「名称」欄には、製造場の名称（〇〇工場、〇〇蔵等）を記載してください。
- 5 製造しようとする酒類の範囲は、成分規格、原料又は製造方法等の区分により、当該酒類の範囲を明瞭に記載してください。
- 6 製造方法は、製造免許申請書次葉3を作成の上、次のうち必要なものを作成の上、添付してください。
 - (1) 酒母の1仕込製造方法（CC1-5610-2）
 - (2) _____の1仕込製造方法（CC1-5610-3）
 - (3) _____のもろみ1仕込製造方法（CC1-5610-4）
 - (4) 果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法（CC1-5610-5）
 - (5) ビール・発泡酒の1仕込製造方法（CC1-5610-6）
 - (6) _____の1仕込製造方法（CC1-5610-7）
 - (7) 1分界又は1かまの蒸留方法（CC1-5610-8）
- 7 試験製造の期間は、試験のために必要な最終日までの期間を記載してください。
- 8 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表(CC1-5102-2)」により、各免許等区分ごとに定める必要書類を添付し、各申請の内容による申請書等チェック表（CC1-5102-2(1)～CC1-5102-2(11)）により確認してください。

なお、この一覧表に定める添付書類は原則的なものであり、申請者が過去1年程度の期間内に他の酒類製造免許等の申請を行っており、その際に提出されている書類を利用することができる場合等、税務署長が他の方法により確認することができるため、関係書類の添付は特に必要がないと認められたものについてはその添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、税務署と十分相談してください。
- 9 審査状況のお知らせは、申請のあった製造免許について、酒税法第10条第1号から第11号までに規定する拒否要件に該当しないことが確認できた時点で、免許付与前に審査の状況をお知らせするものです。

審査状況のお知らせの受取りの希望の有無について、該当欄にチェックしてください。
- 10 ※印欄は記載しないでください。

製造免許申請書 次葉 1 (別添図面A)

製造場の敷地の状況

所在地

敷地 (自己所有・借地) _____ m²

(注) 法務局備え付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記してください。

製造免許申請書 次葉2 (別添図面B)

建物等の配置図 (建物の構造を示す図面)

建物 (自己所有・借用) _____ m²

(注) 敷地内における建物、設備等を図示してください。

製造免許申請書 次葉3 (別紙)

製 造 方 法

(製造工程図、製造方法の概要等)

仕込み配合については、別添 ○○ の1仕込製造方法のとおり

申告順号	
------	--

_____の1仕込製造方法										
記号 個数	原 料	仕 込 区 分								
		酒 母	初 添	仲 添	留 添					計
	総 米 (kg)									
	蒸 米 (kg)									
	こうじ米 (kg)									
	アルコール又は焼酎 (L) (%)									
	調味液 (L) (%)									
	水 (L)									
使用酒母の 記号個数	号 個	使用調味液 の記号個数	号 個	総米1,000kg当たり30% アルコール使用数量				L		
もろみの製造 見込数量	L	酒類の製造 見込数量	L	同一仕込による酒類の 製造見込数量計				L		
製造見込数量の算出根基等										

_____の1仕込製造方法										
記号 個数	原 料	仕 込 区 分								
		酒 母	初 添	仲 添	留 添					計
	総 米 (kg)									
	蒸 米 (kg)									
	こうじ米 (kg)									
	アルコール又は焼酎 (L) (%)									
	調味液 (L) (%)									
	水 (L)									
使用酒母の 記号個数	号 個	使用調味液 の記号個数	号 個	総米1,000kg当たり30% アルコール使用数量				L		
もろみの製造 見込数量	L	酒類の製造 見込数量	L	同一仕込による酒類の 製造見込数量計				L		
製造見込数量の算出根基等										

_____の1仕込製造方法（CC1-5610-3）の記載要領

- 1 この様式は、清酒もろみ、合成清酒もろみ（いわゆる香味液のもろみ）等のように米を主たる原料としている酒類のもろみの場合に、使用してください。
- 2 「仕込区分」欄の留添の右の空欄には、留添後に行う操作の順序に従って、酒母4段、甘酒4段等とその操作の名称を記載してください。
- 3 「製造見込数量」欄には、あなた（貴社）の製造場における前年度の実績値、あなた（貴社）の製造場の所轄税務署管内における前年度の実績値の平均等の経験値又は既に確立されている理論に基づく理論値等により合理的に算出した数量を記載してください。
- 4 「同一仕込による酒類の製造見込数量計」欄には、1仕込製造見込数量に仕込個数を乗じたものを記載してください。
- 5 製造見込数量はリットル位まで算出し、リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 6 製造見込数量の算出に用いる歩合は、パーセントにより表示するものについては、小数点以下第2位を四捨五入して第1位にとどめ、リットルにより表示するものについては、リットル位未満第1位を四捨五入してリットル位にとどめてください。
- 7 調味液の製造方法については、別紙に記載し添付してください。
- 8 製造見込数量の算出根基は、具体的に記載してください。

酒 税

申告順号

酒 母 の 1 仕 込 製 造 方 法
(_____ もろみの酒母)

記 号	個 数	原 料					製 造 見 込 数 量	製 造 見 込 数 量 の 算 出 根 基	摘 要

変 更 理 由	
---------	--

酒母の1仕込製造方法（CC1-5610-2）の記載要領

- 1 「原料」欄には、蒸米、こうじ米、くみ水、生さつまいも等の原料品名を記載してください。
なお、原料品の単位についても記載してください。
- 2 「摘要」欄には、酒母の種類を略号により、例えば、生もについては「生」と、速醸もについては「速」と、山卸廃止もについては「山廃」等と記載してください。
- 3 「製造見込数量」欄には、あなた（貴社）の製造場における前年度の実績値、あなた（貴社）の製造場の所轄税務署管内における前年度の実績値の平均等の経験値又は既に確立されている理論に基づく理論値等により合理的に算出した数量を記載してください。
なお、算出数値にリットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 製造見込数量の算出根基は、具体的に記載してください。
- 5 速醸もとの場合には、「摘要」欄に乳酸の使用数量を記載してください。
- 6 製造見込数量の算出に用いる歩合は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位にとどめてください。

製造免許申請書 次葉4

製造場の設備の状況

区 分	数量等
(1) 敷地 () ()	m ²
(2) 建物 ()	m ²
イ 製造場	m ²
ロ その他	m ²
ハ	
(3) 什器備品 ()	
イ 容器 (仕込用、貯蔵用)	本
ロ 蒸し器	台
ハ 秤	台
ニ 計量カップ	個
ホ T字型定規	個
ヘ 酒精計	個
ト 温度計	個
チ メスシリンダー・メスフラスコ・フラスコ	個
リ 蒸留器 (分析用)	台
ヌ 冷蔵庫 (貯蔵用)	台
ル	
ヲ	
ワ	
カ	
(4) 電話 ()	台
(5) 従業員 (男) 人 (女) 人	人
(6)	
(7)	

(注) 容器、器具、機械等の設備について記載してください。

事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）

- (注) 1 事業の概要は、計画している事業規模にあわせ作成してください。
なお、原料の入手予定状況、1kℓ当たりの予定製造原価なども記載してください。
- 2 収支の見込みは、免許後1年間のもくろみを作成してください。
- 3 所要資金の額及び調達方法は、資金繰り表等の作成されているものを添付しても差し支えありません。
また、融資があるときには、次の書類を添付してください。
- (1) 金融機関からの融資の場合 「借入をする金融機関の融資証明書」
- (2) 金融機関以外からの融資 「融資者の原資内容を証明する書類」
- 4 既に作成されている事業計画書等を添付しても差し支えありません。

酒類製造免許の免許要件誓約書

_____ 税務署長 殿

申請（申出・申告） 製造場の所在地及び 名称	
------------------------------	--

【申請（申出・申告）者が個人の場合】

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出・申告）者の住所)
(氏 名)

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているため、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(法定代理人氏名)

令和 年 月 日

(法定代理人住所)
(法定代理人氏名)
(申請（申出・申告）者との関係)

【申請（申出）者が法人の場合】

当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和 年 月 日

(申請（申出）者の所在地)
(名称及び代表者氏名)

下記役員等は、誓約内容を確認しているため、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(役職及び氏名)
代表取締役
取締役
取締役
支配人

令和 年 月 日

(住 所)
(代 表 者 氏 名)

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係(人的要件)				—
1号関係 申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
2号関係：申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出・申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
3号関係：申請(申出・申告)者が未成年者のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)			③
4号関係：申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ (法人のみ)	④
5号関係：支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい・いいえ			⑤
6号関係：申請(申出・申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ			⑥
7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
7号の2 関係 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
8号関係 禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
【理由等】				
2 酒税法10条9号関係(場所的要件) 申請製造場が取締上不適当と認められる場所でない。				—
申請製造場が、酒場、料理店等と同一場所でない。 [申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合] 申請製造場と酒場、料理店等の場所を図面上で明確に区分できる。 また、それらの場所を必要に応じ壁、扉等で区分する。	はい・いいえ			⑩
【理由等】				

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請（申出）者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			⑪
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑫
ロ 申請（申出）前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑬
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑭
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑮
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑯
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。	はい・いいえ			⑰
ト 酒税につき担保の提供を命ぜられ、その全部又は一部が不履行ではない。	はい・いいえ			⑱
チ 今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請（申出）書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多い方の価額以上の担保を提供する能力がある。	はい・いいえ			⑲
リ 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			⑳
(3) 申請（申出）者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			㉑
(4) 申請（申出）者は、必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有し、酒類の製造に関し安定的な経営が行える。	はい・いいえ			㉒
(5) 申請（申出）者は、酒類の製造に必要な原料の入手が確実である。	はい・いいえ			㉓
《輸出用清酒製造免許申請（申出）の場合のみ》				
(6) 申請（申出）者は、これまで食品等を輸出した経験がある。	はい・いいえ			①
(7) 申請（申出）者は、海外における輸出先を確保している。	はい・いいえ			②
【理由等】				
4 酒税法10条12号関係（製造技術・設備要件）				—
(1) 申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態に対応できる能力を有している。	はい・いいえ			㉔

<p>(2) 酒類の製造又は貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっており、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない。</p>	はい・いいえ			②⑤
【理由等】				
5 酒税法施行規則7条2項6号関係（清酒の輸出に関する事項）				
<p>《輸出用清酒製造免許申請（申出）の場合のみ》</p> <p>製造した清酒を輸出し、日本国内に流通させない。</p> <p>（注）日本国内への課税移出が認められるのは、国内で開催される輸出のための商談会等に使用する場合、商社等の輸出業者へのサンプルとして提供する場合、国税局の行う品質審査又は公的機関が主催する鑑評会等に出品する場合又はそれらに準ずる場合に限られます。</p>	はい・いいえ			③
6 酒税法7条3項関係（輸出用清酒製造免許の取扱い）				
<p>《輸出用清酒製造免許申請（申出）の場合のみ》</p> <p>製造する清酒は、酒税法3条7号《その他の用語の定義》に定める清酒のうち、米及び米こうじに国内産米のみを用いて国内で製造、容器詰めしたものに限る。</p>	はい・いいえ			④

「酒類製造免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項

1 留意事項

この誓約書は、酒類の製造免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、製造免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。税務署においては、この誓約内容をもとに、申請（申出・申告）内容が法律上の要件に合致するかどうか審査を行います。

なお、酒類の製造免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

(注) 酒母又はもろみの製造免許申請をしようとする場合は、この誓約書を準用してください。

免許等区分		酒類	期限延長・ 永久切替	条件緩和・ 相続・ 事業譲渡	酒母・ もろみ
1 人的要件	酒税法10条1号から8号関係	○	○	○	○
2 場所的要件	〃 9号関係	○	/	/	○
3 経営基礎要件	〃 10号関係	○	○	/	/
4 製造技術・設備要件	〃 12号関係	○	/	/	○
5 清酒の輸出に関する事項	酒税法施行規則7条2項6号関係	○	○	○	/

※ 法人成り等に該当する場合で、既存製造場と同一の場所において製造する場合には、上記誓約事項のうち、2（場所的要件）及び4（製造技術・設備要件）の誓約は不要です。

※ 5（清酒の輸出に関する事項）は、輸出用清酒製造免許を申請（申出）しようとする場合のみ誓約が必要です。

2 記載の仕方

(1) 誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は、申請（申出）者が個人か、法人かにより異なります。

イ 申請（申出）者が個人の場合

(イ) 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、
㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、その全ての法定代理人が誓約すべき事項

(注) 法定代理人が法人の場合には、その法人の全ての役員も同様に誓約することとなります。

(誓約書の順号) ①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

(イ) 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、
㉒、㉓、㉔、㉕

(ロ) 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯

B A以外の役員

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨

ハ 輸出用清酒製造免許を申請（申出）しようとする場合

イ・ロの事項（⑲、⑳を除きます。）に加え、①、②、③、④について、個人・法人の別にかかわらず、申請（申出）者による誓約が必要です。

- (注) 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についても全て自ら確認した上で、記名・押印してください。
- 2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、全ての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。
- 3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、全ての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。

(2) 記入方法

誓約者は、「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その内容を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、適宜理由を記載した書面を添付してください。）。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により製造免許を取得したときは取消処分の対象となります。

- (注) 不正行為により製造免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した製造免許だけでなく、その者が有している全ての酒類の製造及び販売業免許について取消処分を受けることがあります。酒類の製造及び販売業免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者、②取消処分を受けた酒類の製造及び販売業免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売業免許を受けることはできなくなります。

申請者又は役員の履歴書

(令和 年 月 日現在)

ふりがな	男 ・ 女	
氏 名	大正 平成 昭和 令和 年 月 日 生 (満 才)	
ふりがな	電話 ()	
現住所		
年	月	職 歴
年	月	免 許 ・ 資 格
備 考		

《留意事項》

- 1 職歴は、現在から申請前5年程度の期間について、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請製造場が既存の酒類製造場である場合は、添付不要です。
- 4 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、備考欄にその旨記載してください。

なお、この場合、「製造技術責任者の名簿、履歴書」は添付不要です。

- 5 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。

製造技術責任者の履歴書

(令和 年 月 日現在)

ふりがな	男 ・ 女	
氏 名	大正 平成 昭和 令和 年 月 日生 (満 才)	
ふりがな	電話	
現住所	()	
年	月	職 歴
年	月	免 許 ・ 資 格
備 考		

《留意事項》

- 1 職歴は、酒類の製造技術を有することがわかるように、勤務した会社名、役職、担当職務内容を記載してください。
- 2 免許・資格は、酒類の製造・販売業に関連のあるものについて記載してください。
- 3 申請者又は役員が製造技術責任者を兼任している場合は、添付不要です。
- 4 有価証券報告書など既存資料の写しに代えることができます。
- 5 製造技術責任者が複数いる場合は、氏名、役職、業務分担を記載した名簿も添付してください。
- 6 市販されている履歴書の様式で提出することもできます。